

次第

- 1. 第2回審議会の振り返り**
- 2. 改定率、改定回数及び改定時期**
- 3. 料金体系の検討**
- 4. 水量料金体系案**
- 5. 改定による影響額**

本日の流れ

改定率 の決定

- ・ 料金改定率を決定します。(第2章)

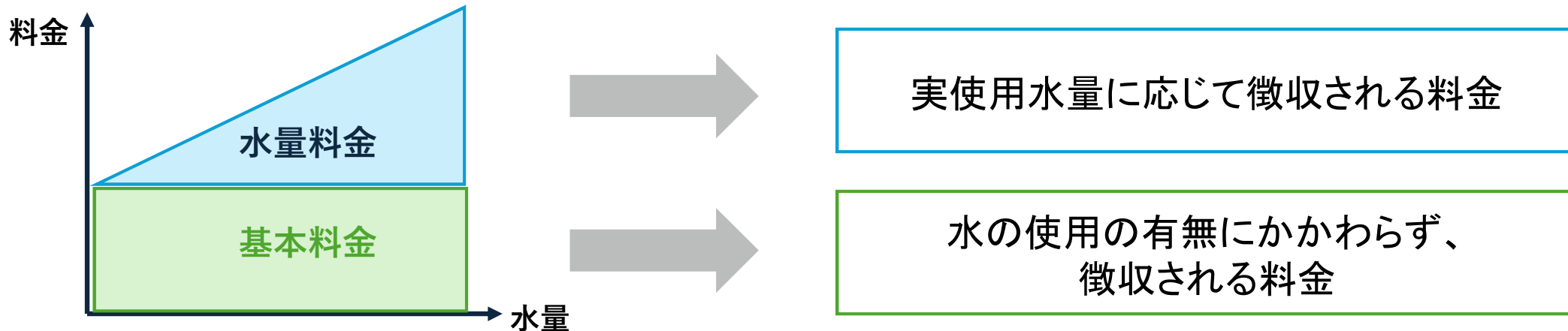
水量料金 の決定

- ・ 改定後の水量料金体系を決定します。
(第3～5章)

1. 第2回審議会の振り返り

水道料金の構成

蟹江町では、二部料金制を採用し、基本料金は用途別、水量料金は逦増型を採用しています。



基本料金は、各口径で一律1,150円

用途	口径	基本料金	水量料金単価 (/m ³)	
一般	13mm	1,150円	~10m ³ 0円 11~20m ³ 160円 21~40m ³ 180円 41m ³ 超 210円	
	20mm	1,150円		
	25mm	1,150円		
	30mm	1,150円		
	40mm	1,150円		
	50mm	1,150円		
	75mm	1,150円		
	100mm	1,150円		
臨時		3,250円	一律	350円
休止	13mm	450円	—	
	20mm	670円	—	

使用量が増えるほど水量料金単価が増加する逦増性

1. 第2回審議会の振り返り

水道料金の計算例

メーター口径13mmで1か月に25m³を使用した場合(税抜)

基本料金					1,150円
水量料金	第1段階：	単価	0円	× 10m ³	= 0円
	第2段階：	単価	160円	× 10m ³	= 1,600円
	第3段階：	単価	180円	× 5m ³	= 900円
水道料金					3,650円

用語

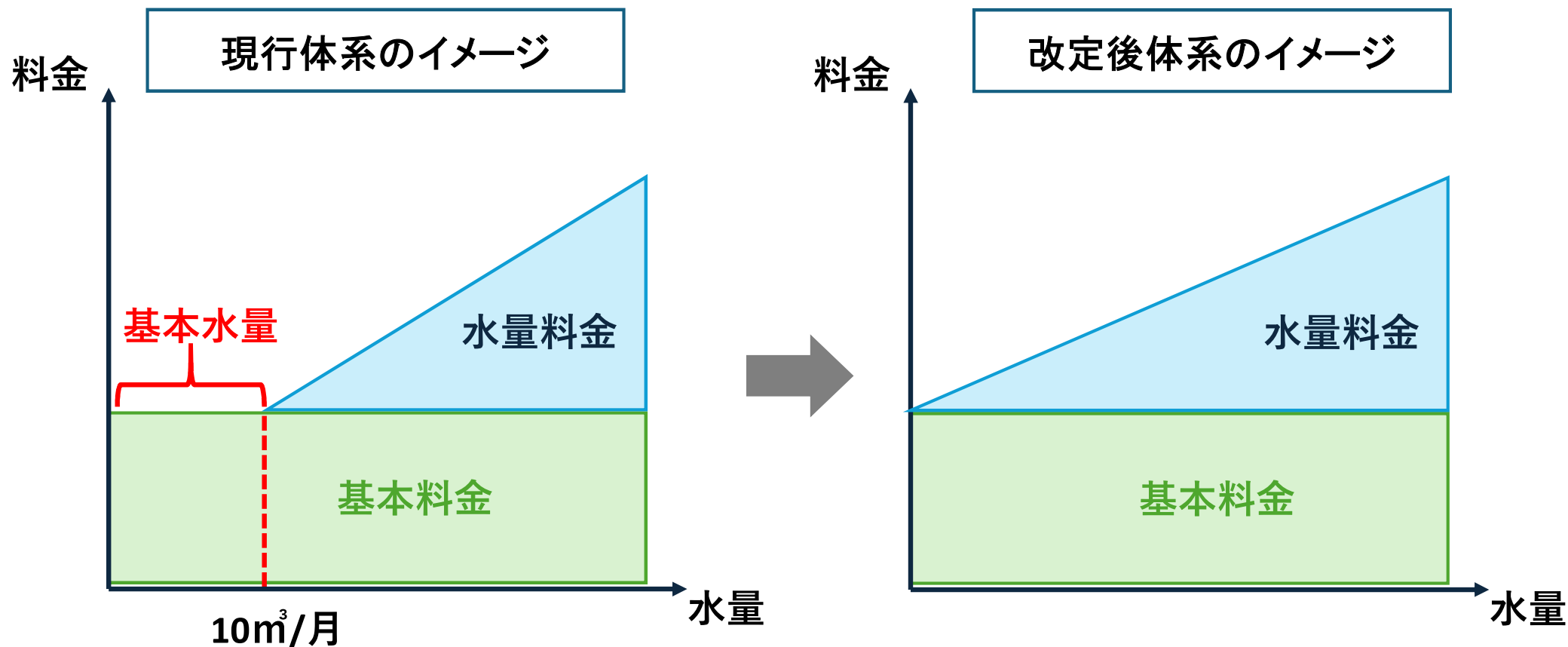
調定件数：調定とは、地方公共団体が歳入の内容や金額を決定することです。調定件数は、水道料金の請求件数と考えてください。蟹江町の水道は、2か月に1回検針を行うため、基本的に1世帯において1年に6回調定がされることとなります。

1. 第2回審議会の振り返り

基本水量とは

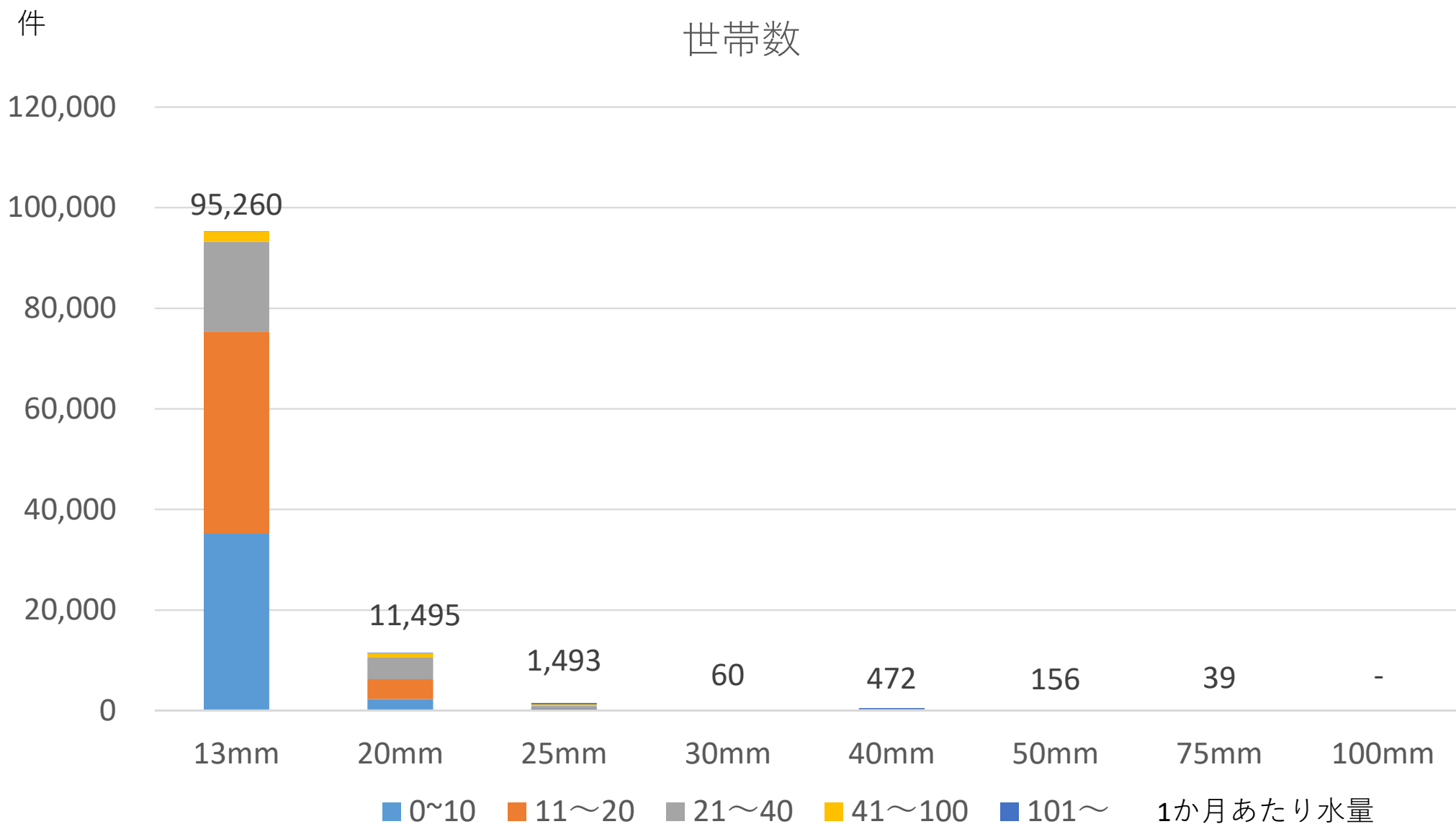
基本料金に付与された一定の水量を「基本水量」といい、現行の蟹江町の料金体系では、 $10\text{m}^3/\text{月}$ までを基本水量として設定し、 $10\text{m}^3/\text{月}$ までは水量料金が発生しません。

→第2回審議会で安定した収益確保のため、基本水量は廃止する方針を決定。



1. 第2回審議会の振り返り

口径別世帯件数（R6年度実績）

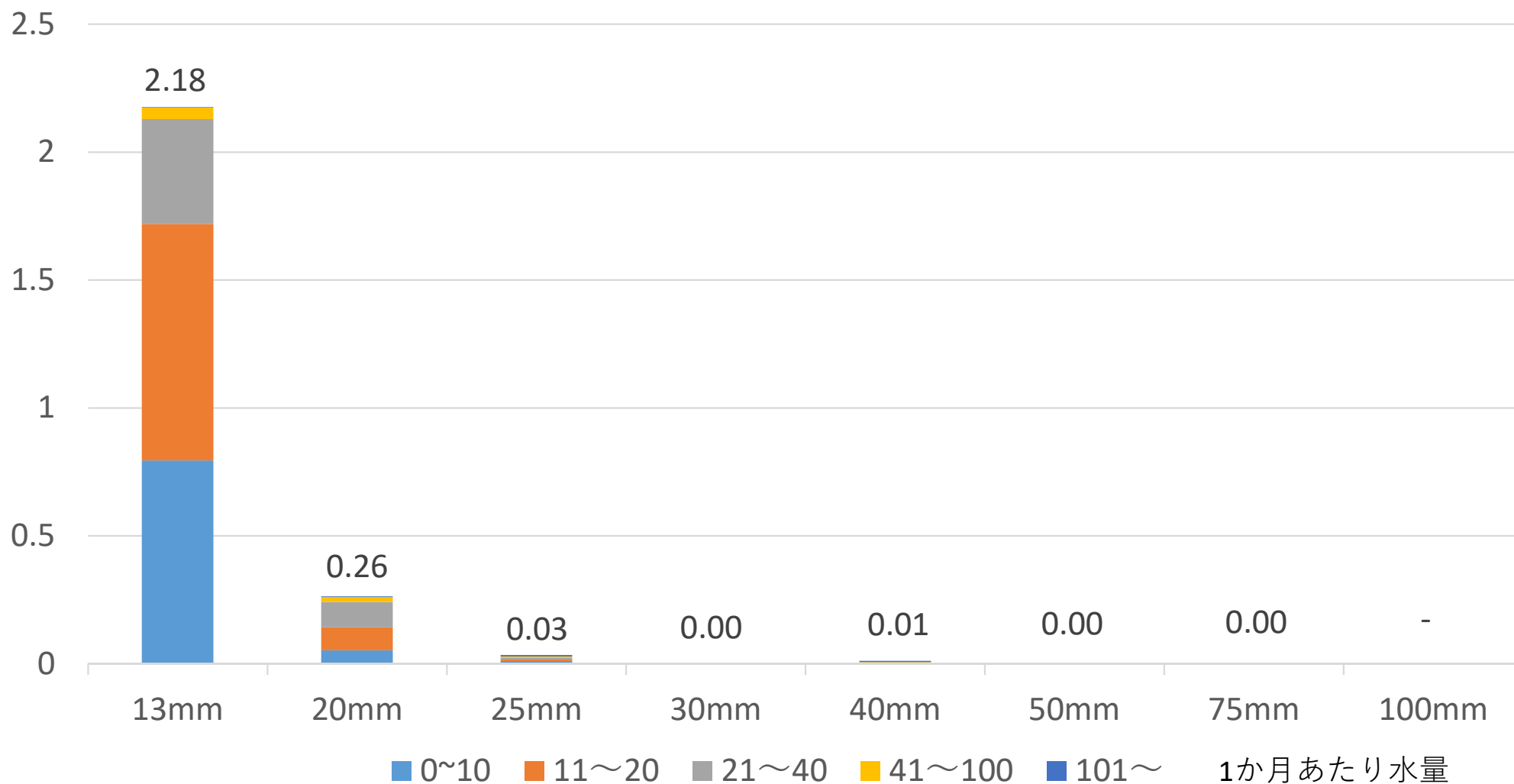


1. 第2回審議会の振り返り

口径別基本料金（R6年度実績）

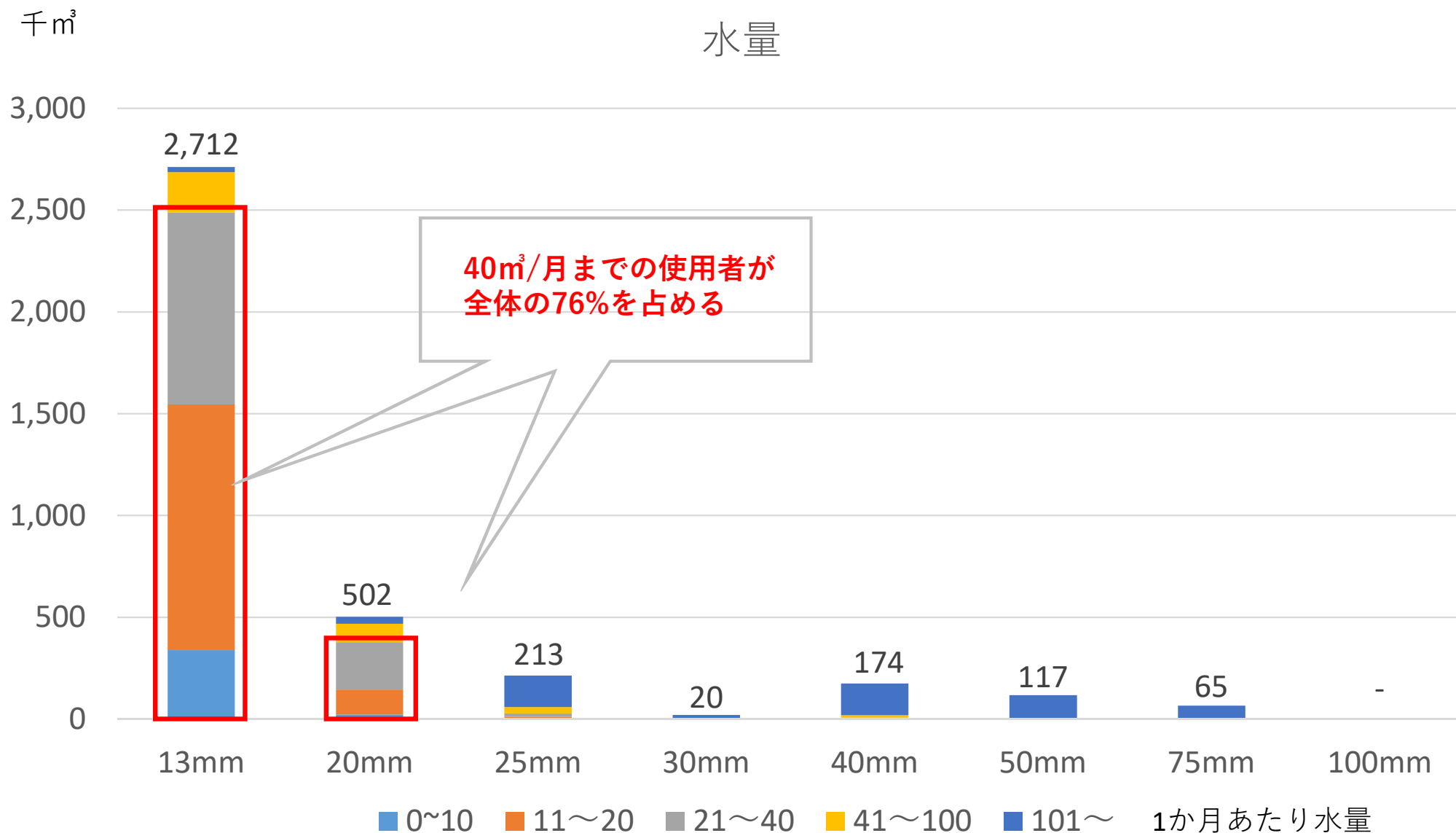
億円

基本料金



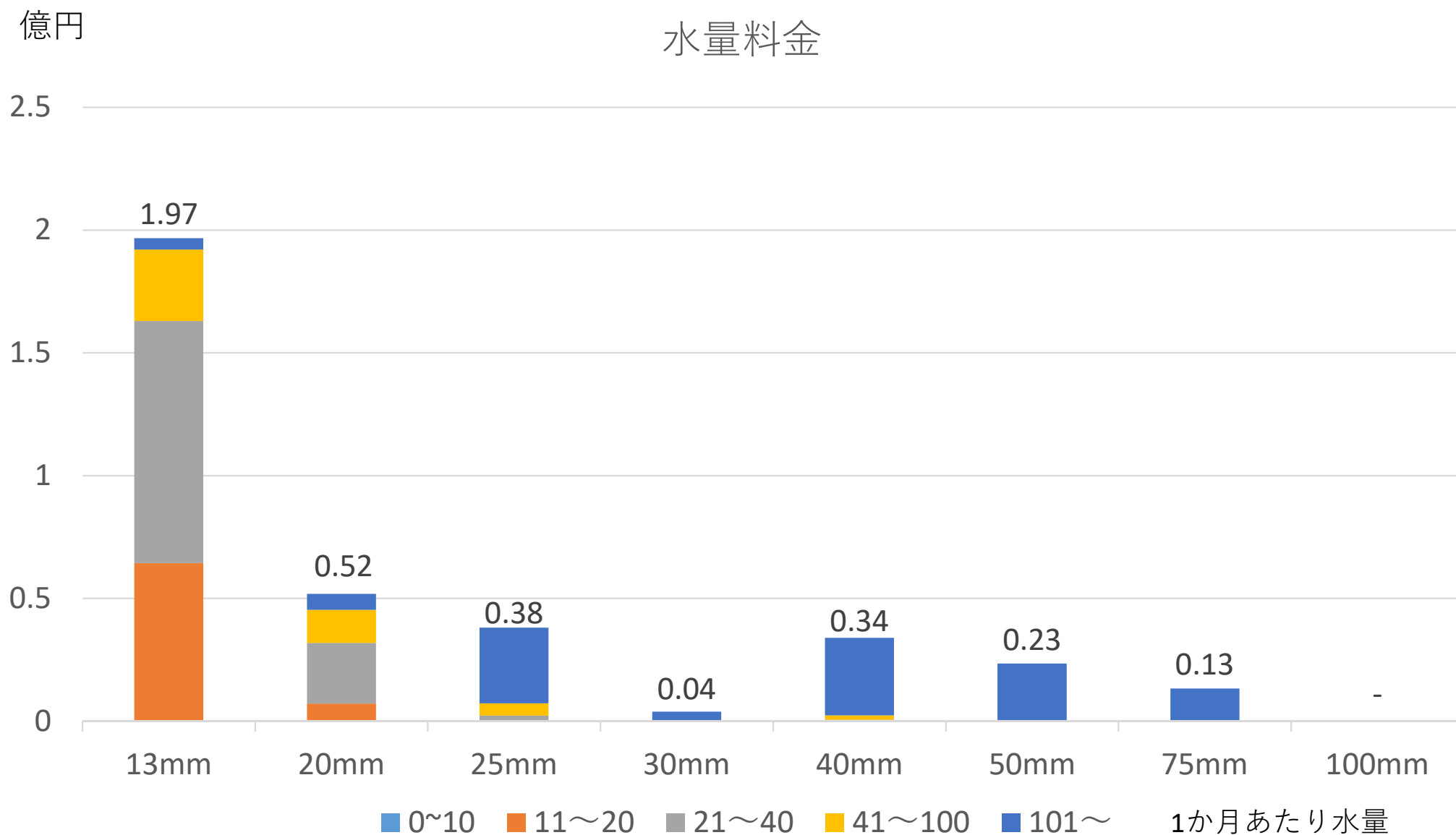
1. 第2回審議会の振り返り

口径別使用水量（R6年度実績）



1. 第2回審議会の振り返り

口径別水量料金（R6年度実績）

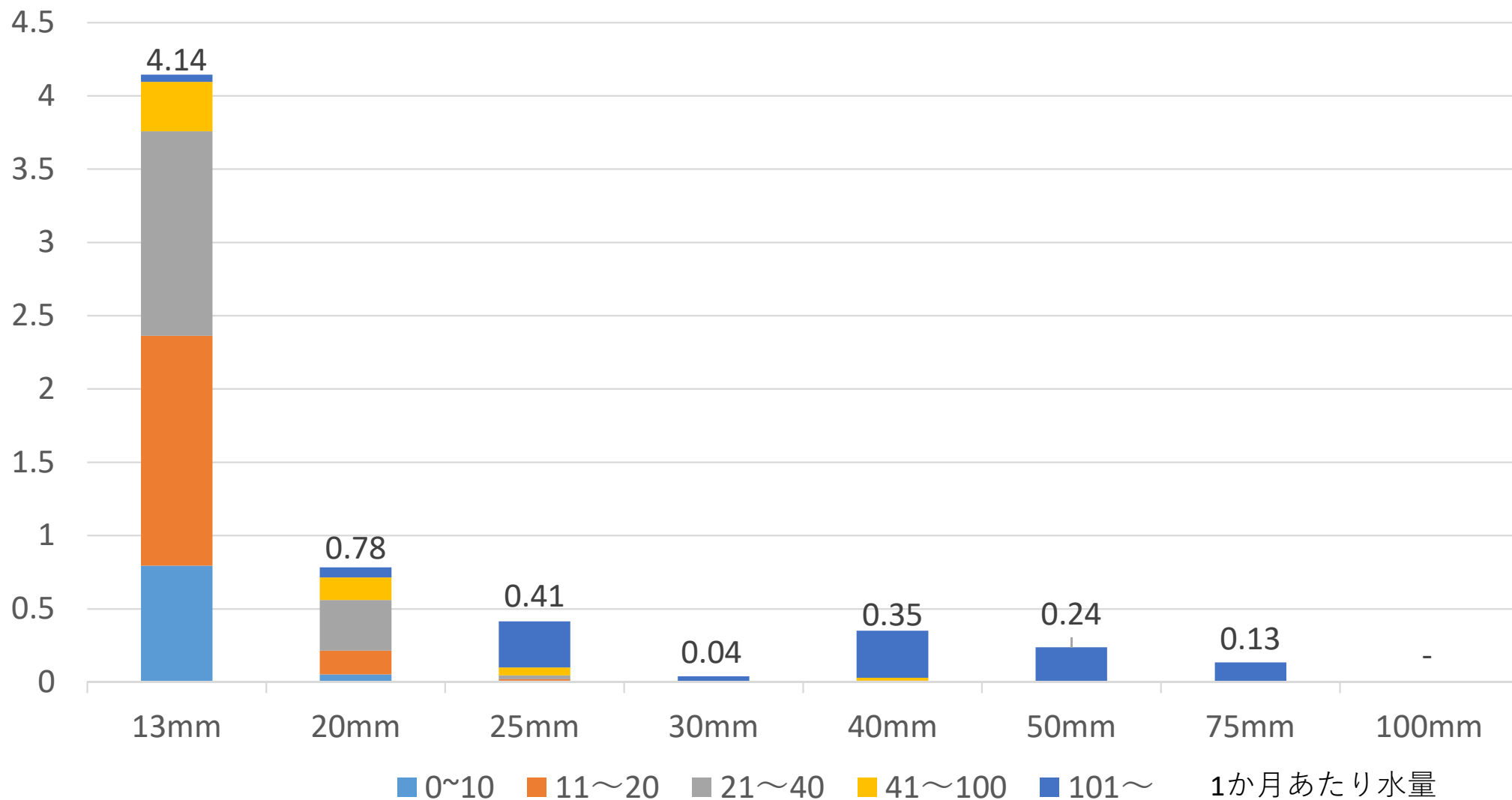


1. 第2回審議会の振り返り

□径別料金収入（R6年度実績）

億円

料金収入



1. 第2回審議会の振り返り

まとめ（R6年度実績）

	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm
世帯数 (件)	95,260 (87.41%)	11,495 (10.55%)	1,493 (1.37%)	60 (0.06%)	472 (0.43%)	156 (0.14%)	39 (0.04%)	0 (0.00%)
水量 (千m ³)	2,712 (71.33%)	502 (13.19%)	213 (5.61%)	20 (0.52%)	174 (4.58%)	117 (3.07%)	65 (1.70%)	0 (0.00%)
基本料金 (億円)	2.18 (87.37%)	0.26 (10.57%)	0.03 (1.38%)	0.00 (0.06%)	0.01 (0.44%)	0.00 (0.15%)	0.00 (0.04%)	0.00 (0.00%)
水量料金 (億円)	1.97 (54.49%)	0.52 (14.37%)	0.38 (10.53%)	0.04 (1.06%)	0.34 (9.39%)	0.23 (6.48%)	0.13 (3.68%)	0.00 (0.00%)
料金収入 (億円)	4.14 (67.91%)	0.78 (12.82%)	0.41 (6.79%)	0.04 (0.65%)	0.35 (5.73%)	0.24 (3.90%)	0.13 (2.20%)	0.00 (0.00%)

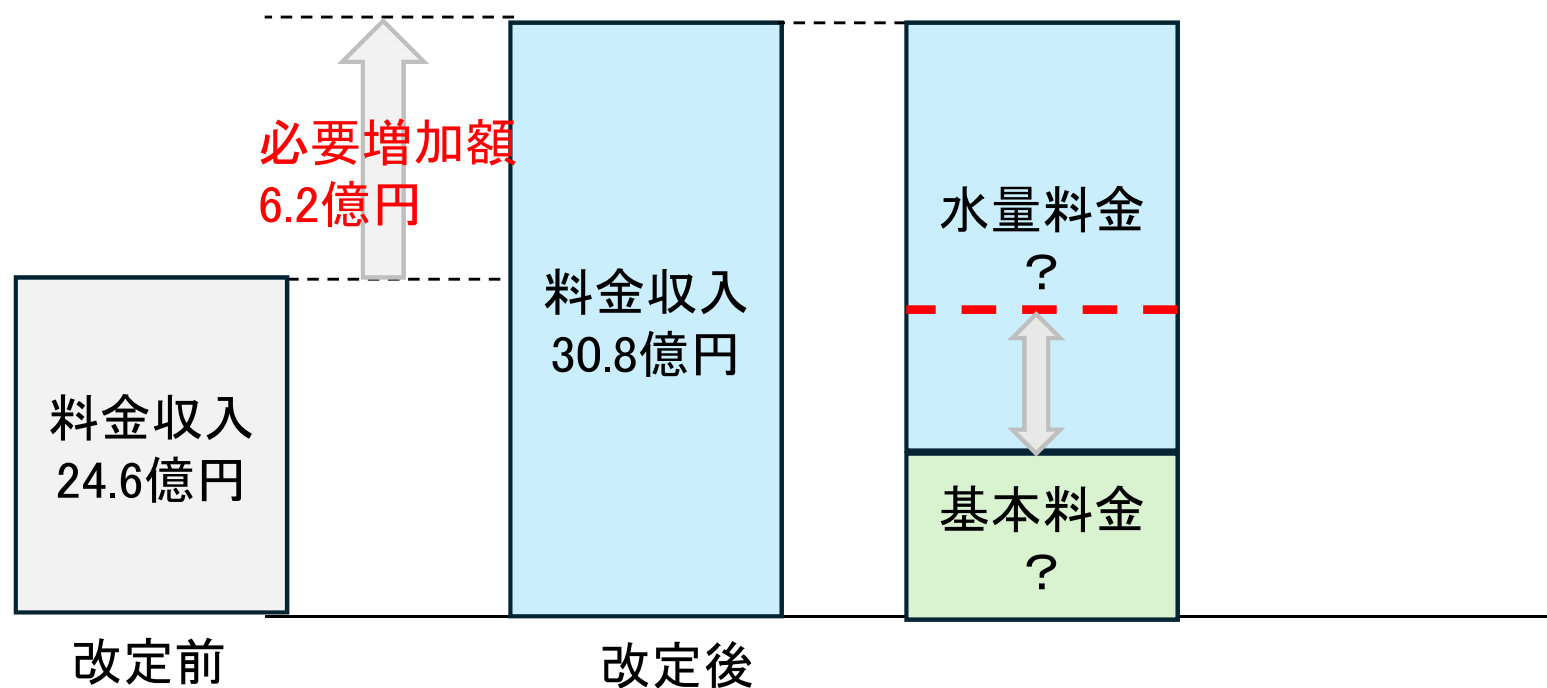
1. 第2回審議会の振り返り

算定期間における必要料金収入

単位: 億円	R9	R10	R11	R12	合計
料金収入 (改定前)	6.2	6.2	6.1	6.1	24.6
必要増加額 (25%)	1.6	1.6	1.5	1.5	6.2
料金収入 (改定後)	7.8	7.8	7.6	7.6	30.8

今回の検討対象となる
R9～R12年度で水道事業
全体として+6.2億円
(25%up)が必要

↓
改定後の30.8億円をど
のように回収するか。



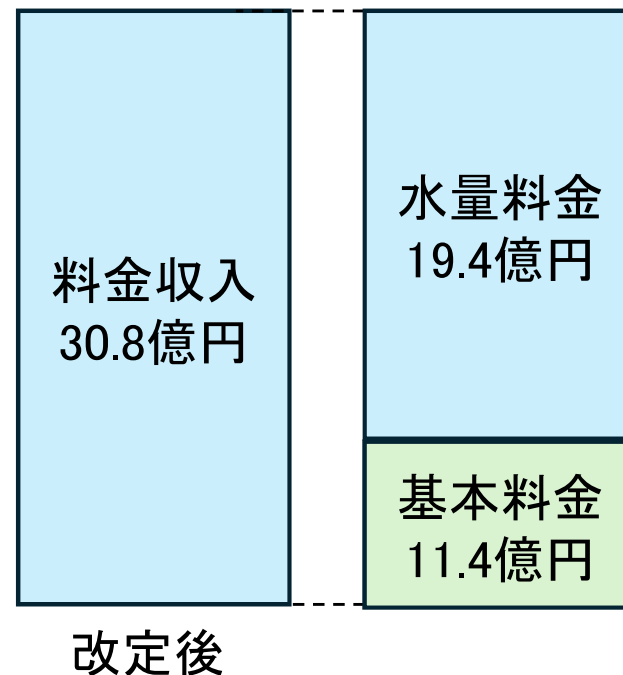
1. 第2回審議会の振り返り

第2回審議会で決定した基本料金体系

基本料金

(参考)

口径	改定前	改定後	増減額	南水	津島
13mm	1,150	1,150	-	880	1,010
20mm	1,150	1,500	+350	2,400	2,750
25mm	1,150	4,000	+2,850	4,000	4,350
30mm	1,150	8,000	+6,850	-	-
40mm	1,150	13,000	+11,850	13,000	13,440
50mm	1,150	19,000	+17,850	19,000	20,230
75mm	1,150	43,000	+41,850	42,000	46,470
100mm	1,150	70,000	+68,850	66,000	76,800



※津島市は、R8年度から適用される改定後の基本料金です。

1. 第2回審議会の振り返り

改定率

- ✓ 住民負担を考慮し、1回の改定率を25%を上限とする。
- ✓ 安定した経営を継続するために、改定後のR9年度から目標値である料金回収率100%、補填財源残高4億円以上を満たす率を最低ラインとする。
- ✓ 2回目以降の改定率は目安であり、改定時の最新の収支見込みを踏まえて見直す。

改定回数

- ✓ 改定に伴う新たな体系案の検討、周知期間、事務費用を考慮し、前回改定から最低3年間は空ける。

改定時期

- ✓ 初回改定はR9年2月に実施するため、今回の検討対象となるR16年度までに、改定回数の条件に見合うように2回か3回の改定として、改定率を検討する。

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
2回改定		1回目				2回目						
3回改定		1回目				2回目				3回目		

1. 第2回審議会の振り返り

第2回審議会でのご意見

- ✓ 他の生活費も物価上昇で高騰化している中ため、今回改定は20%とし、20%改定を3回行う方法はとれないか。
- ✓ 1%ごとで改定率を検討したらどうか。
- ✓ 25%改定を2回実施するとピーク時に補填財源残高(内部留保資金残高)は9億円になるが、ここまでの資金が必要なのか。

2. 改定率、改定回数及び改定時期

目標値(料金回収率100%、補填財源残高4億円以上を満たす)には、R9年2月に40%の改定が必要であるが、**1回改定だと使用者に影響が大きい。**

目標を満たす水準で2回又は3回を検討

スケジュールイメージ

	R8年度		R9年度			R10年度				R11年度				R12年度				R13年度				R14年度				R15年度				R15年度						
年	R9	R9	R9	R9	R9	R10	R10	R10	R10	R11	R11	R11	R11	R12	R12	R12	R12	R13	R13	R13	R13	R14	R14	R14	R14	R15	R15	R15	R15	R16	R15	R15	R15	R16		
月	2	3	6	9	12	3	6	9	12	3	6	9	12	3	6	9	12	3	6	9	12	3	6	9	12	3	6	9	12	3	6	9	12	3		
間4年	今回改定	← 検証期間 →										審議会	→	議会	→	次回改定																				
		← 経営戦略 →																																		
間3年	今回改定	← 検証期間 →					審議会	→	議会	→	次回改定	← 検証期間 →					審議会	→	議会	→	次々回改定															
		← 経営戦略 →																																		

✓ 間3年の場合、検証期間が約1年しか取れない。

2. 改定率、改定回数及び改定時期

① R9年2月：25%、R13年10月：25%（2回改定、間4年）

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
改定率		25%					25%					
料金収入 (億円)	6.25	6.48	7.76	7.70	7.67	7.63	8.55	9.41	9.35	9.29	9.25	9.18
料金回収率	96.2%	94.9%	111.0%	105.6%	101.5%	100.0%	110.0%	119.5%	117.6%	114.4%	113.1%	111.8%
補填財源残高 (億円)	3.51	3.82	5.30	6.65	6.91	7.65	9.19	8.67	5.47	4.28	2.86	1.26
企業債残高 (億円)	6.66	9.81	14.31	17.64	19.39	22.14	24.37	23.98	23.40	22.70	21.92	21.03

仮に1%下げると・・・

参考 R9年2月：24%、R13年10月：24%（2回改定、間4年）

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
改定率		24%					24%					
料金収入 (億円)	6.25	6.47	7.70	7.64	7.60	7.57	8.44	9.26	9.20	9.14	9.10	9.03
料金回収率	96.2%	94.7%	110.1%	104.8%	100.7%	99.2%	108.6%	117.6%	115.7%	112.6%	111.3%	110.0%
補填財源残高 (億円)	3.51	3.81	5.23	6.52	6.71	7.39	8.83	8.16	4.81	3.47	1.90	0.15
企業債残高 (億円)	6.66	9.81	14.31	17.64	19.39	22.14	24.37	23.98	23.40	22.70	21.92	21.03

2. 改定率、改定回数及び改定時期

仮に20%改定を3回実施とすると・・・

参考 R9年2月：20%、R12年10月：20%、R16年10月：20%（3回改定、間3年）

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
改定率		20%				20%				20%		
料金収入 (億円)	6.25	6.43	7.45	7.39	7.36	8.06	8.75	8.67	8.62	9.42	10.23	10.15
料金回収率	96.2%	94.1%	106.5%	101.4%	97.4%	105.6%	112.6%	110.1%	108.4%	116.0%	125.0%	123.6%
補填財源残高 (億円)	3.51	3.77	4.94	5.98	5.93	7.10	8.85	7.59	3.66	2.59	2.15	1.52
企業債残高 (億円)	6.66	9.81	14.31	17.64	19.39	22.14	24.37	23.98	23.40	22.70	21.92	21.03

財政目標を満たす水準で、改定を間3年とし、今回の改定率を1%でも減少させる水準がないかを検討

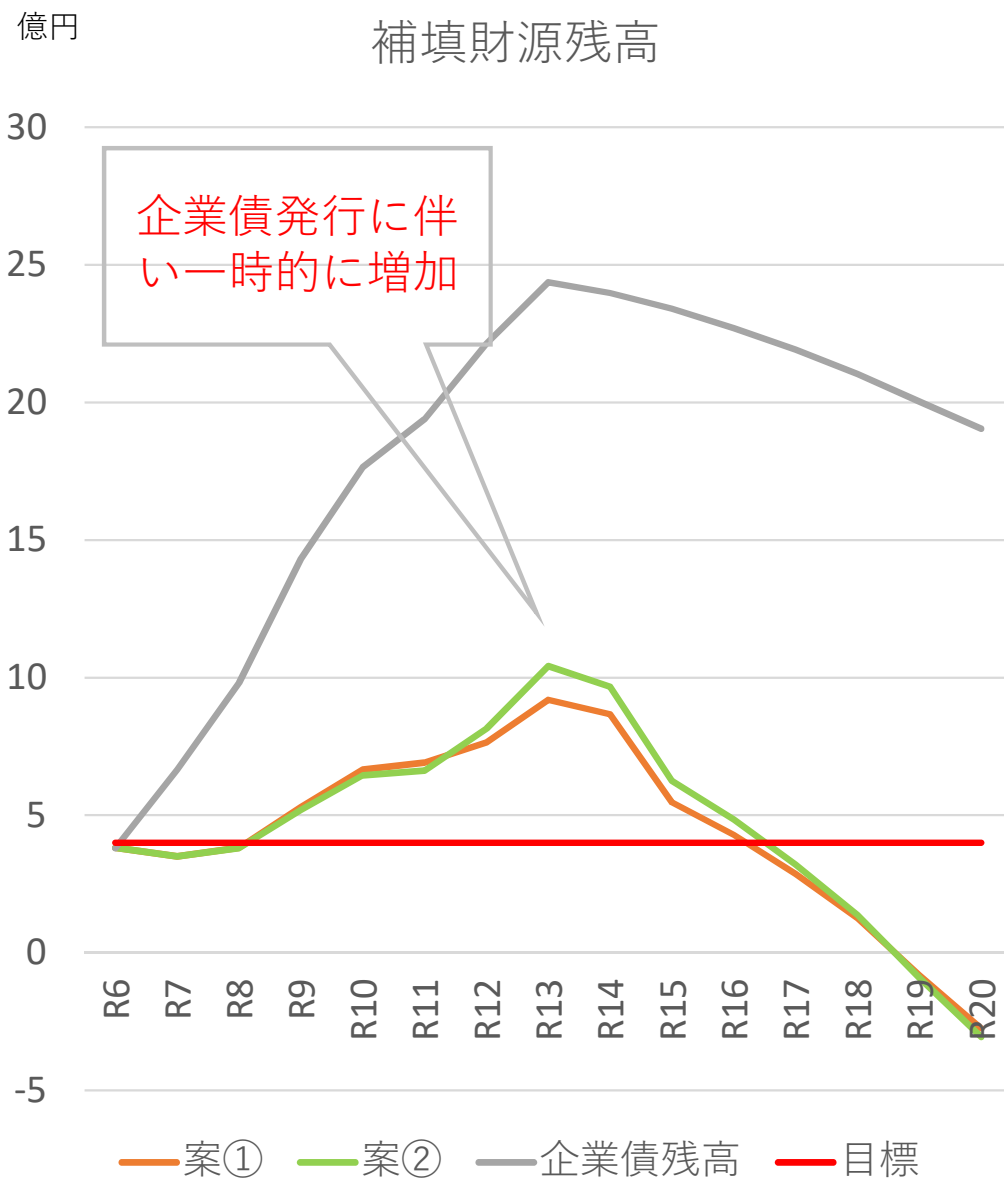
2. 改定率、改定回数及び改定時期

② R9年2月：23.5%、R12年10月：23.5%（2回改定、間3年）

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
改定率		23.5%				23.5%						
料金収入 (億円)	6.25	6.46	7.66	7.61	7.57	8.43	9.27	9.19	9.13	9.07	9.03	8.96
料金回収率	96.2%	94.7%	109.6%	104.4%	100.3%	110.4%	119.3%	116.6%	114.8%	111.7%	110.4%	109.1%
補填財源残高 (億円)	3.51	3.81	5.19	6.45	6.62	8.15	10.42	9.67	6.25	4.84	3.20	1.38
企業債残高 (億円)	6.66	9.81	14.31	17.64	19.39	22.14	24.37	23.98	23.40	22.70	21.92	21.03

2. 改定率、改定回数及び改定時期

各案の補填財源残高と料金回収率



2. 改定率、改定回数及び改定時期

各案のメリット・デメリット

案	メリット	デメリット	改定率 (※)
①	➤ 次回改定までの検証期間が2年あるため、より実効性のある2回目の改定検討が可能となる。	➤ 今回改定の改定率が最も高い。	25%
②	➤ 今回改定の改定率が案①と比べ、低い。	➤ 次回改定までの検証期間が十分に確保できない。	23.5%

※水道事業全体での改定率であり、体系案によって個々の改定率は異なります

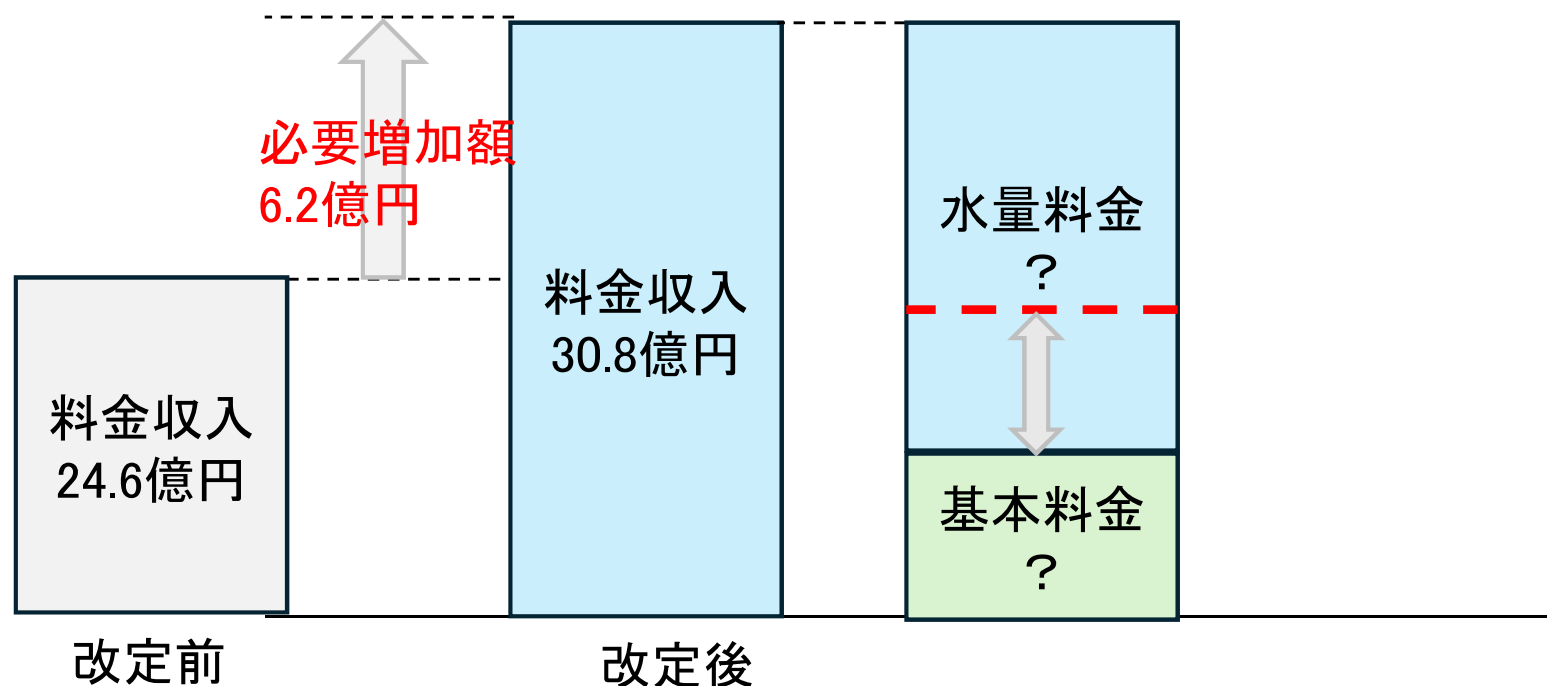
3. 料金体系の検討

算定期間における必要料金収入

単位: 億円	R9	R10	R11	R12	合計
料金収入 (改定前)	6.2	6.2	6.1	6.1	24.6
必要増加額 (25%)	1.6	1.6	1.5	1.5	6.2
料金収入 (改定後)	7.8	7.8	7.6	7.6	30.8

今回の検討対象となる
R9～R12年度で水道事業
全体として+6.2億円
(25%up)が必要

↓
改定後の30.8億円をど
のように回収するか。



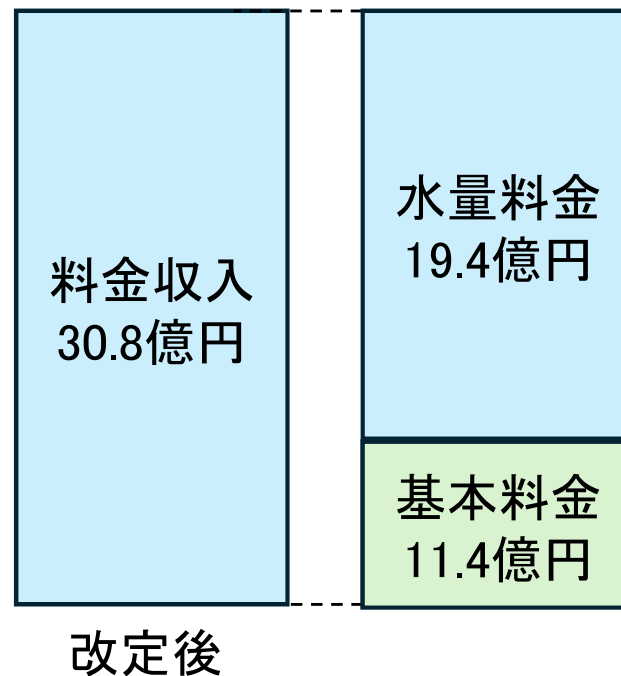
3. 料金体系の検討

第2回審議会で決定した基本料金体系

基本料金

(参考)

口径	改定前	改定後	増減額	南水	津島
13mm	1,150	1,150	-	880	1,010
20mm	1,150	1,500	+350	2,400	2,750
25mm	1,150	4,000	+2,850	4,000	4,350
30mm	1,150	8,000	+6,850	-	-
40mm	1,150	13,000	+11,850	13,000	13,440
50mm	1,150	19,000	+17,850	19,000	20,230
75mm	1,150	43,000	+41,850	42,000	46,470
100mm	1,150	70,000	+68,850	66,000	76,800



※津島市は、R8年度から適用される改定後の基本料金です。

3. 料金体系の検討

水量料金体系の考え方

算定要領 の考え方

水量料金は、実使用水量に単位水量当たりの価格を乗じて算定し徴収される料金であることから、使用水量にかかわらず均一料金制とする。

水量/1か月	水量単価
~10m ³	0
11~20m ³	160
21~40m ³	180
41~m ³	210

仮に
140円に均一化する
場合…

13mm口径25m³/1か月の従量料金

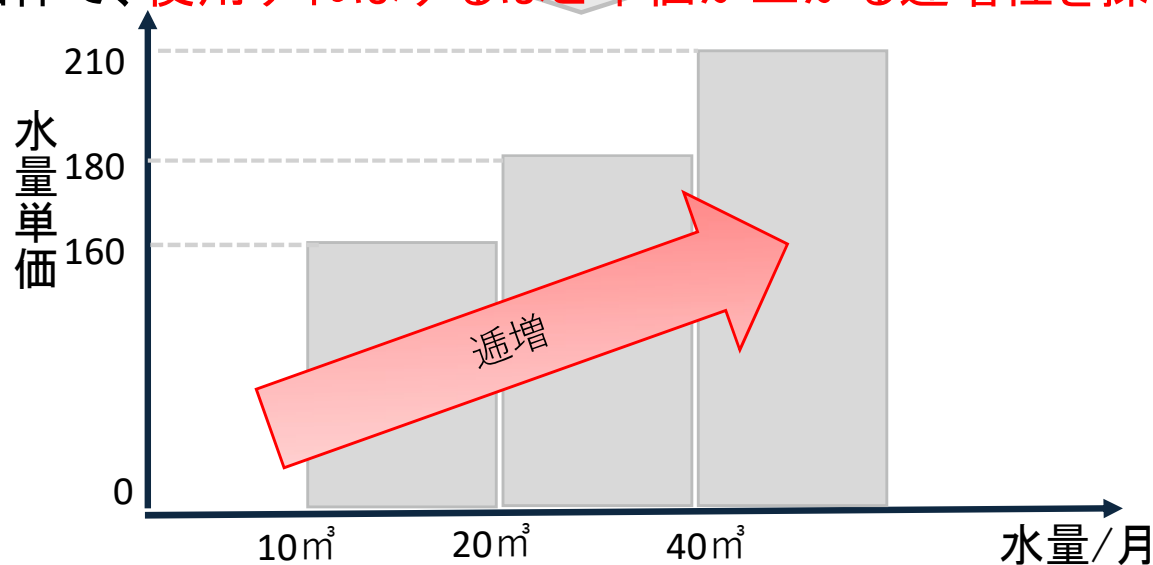
2,500円/月



3,500円/月

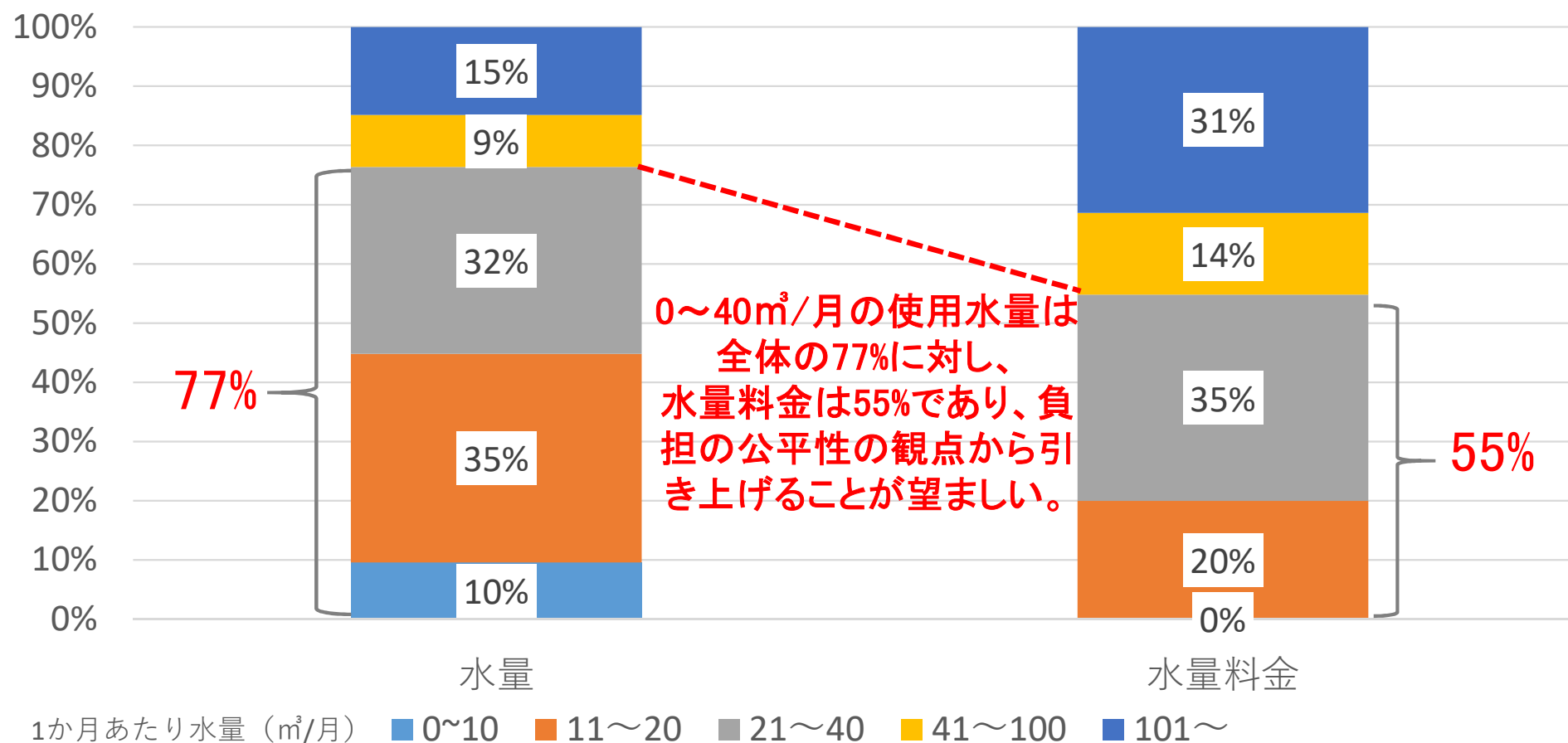
+1,000円/月
水量料金のみで
140%upの大幅増加

均一性が理想的であるが、水の公共性の観点から一般家庭などの少量使用者に配慮し、多くの団体で、**使用すればするほど単価が上がる逡増性を採用**されている。



3. 料金体系の検討

水量と水量料金の比率（R6年度実績）



水量料金の方針

基本水量を廃止する。
一般家庭への影響を考慮し、逦増性を維持するものの、負担の公平性にも考慮し、0~40m³/月の水量料金収入割合を引き上げる。

4. 水量料金体系案

水量料金体系の案

	水量料金の案
案①	1～10m ³ /月以外の区画について、定額+40円/m ³ とした案。
案②	1～10m ³ /月を40円/m ³ とし、11～20m ³ /月の水量単価を据置とした案。
案③	1～10m ³ /月を60円/m ³ とし、 少量使用者への配慮の観点から11～20m ³ /月の水量単価を△30円/m ³ とした案。
案④	②と③の折衷案。 1～10m ³ /月を50円/m ³ とし、 少量使用者への配慮の観点から11～20m ³ /月の水量単価を△10円/m ³ とした案。

4. 水量料金体系案

案① 水量料金：1～10m³/月の以外の区画を定額+40円/m³

水量料金

(参考)

水量区画	改定前	改定後	増減額	南水	津島
1～10m ³	0	20	+20	80	80
11～20m ³	160	200	+40	150	120
21～40m ³	180	220	+40	210	200
41m ³ ～	210	250	+40	～80：225 81～：250	～50：200 ～80：240 81～：300

※津島市は、R8年度から適用される改定後の水量料金です。

- 1～10m³/月を20円とし、それ以外の区画を定額で+40円とした案。
- 4案の中で最も1～10m³/月の単価が安く、少量使用者に配慮がされている一方で、家庭用と想定される11～20m³/月、21～40m³/月の単価増加幅が他の案より大きい。

4. 水量料金体系案

案② 水量料金：1～10m³/月を40円/m³とし、11～20m³/月の水量単価を据置

水量料金

(参考)

水量区画	改定前	改定後	増減額	南水	津島
1～10m ³	0	40	+40	80	80
11～20m ³	160	160	0	150	120
21～40m ³	180	210	+30	210	200
41m ³ ～	210	270	+60	～80：225 81～：250	～50：200 ～80：240 81～：300

※津島市は、R8年度から適用される改定後の水量料金です。

- 1～10m³/月を40円とし、11～20m³/月の水量単価を据置とした案。
- 1～10m³/月の単価を上げる一方で、家庭用で想定される11～20m³/月の単価を据置き、家庭用への影響を案①より抑えた案。
- 41m³～/月の単価が4案で最も高いため、大口使用者への影響が最も大きい案。

4. 水量料金体系案

案③ 水量料金：1～10m³/月を60円/m³とし、
少量使用者への配慮の観点から11～20m³/月の水量単価を△30円/m³とした案

水量料金

(参考)

水量区画	改定前	改定後	増減額	南水	津島
1～10m ³	0	60	+60	80	80
11～20m ³	160	130	△30	150	120
21～40m ³	180	200	+20	210	200
41m ³ ～	210	260	+50	～80：225 81～：250	～50：200 ～80：240 81～：300

※津島市は、R8年度から適用される改定後の水量料金です。

- 1～10m³/月を60円/m³とし、11～20m³/月の水量単価を△30円/m³とした案。
- 4案の中で最も1～10m³/月の単価が高い。ただ、少量使用者への配慮の観点から、家庭用と想定される11～20m³/月は現行より減額し、21～40m³/月も単価増加幅は4案の中で最も小さい案。

4. 水量料金体系案

案④ 水量料金：②と③の折衷案。1～10m³/月を50円/m³とし、少量使用者への配慮の観点から11～20m³/月の水量単価を△10円/m³とした案。

水量料金

(参考)

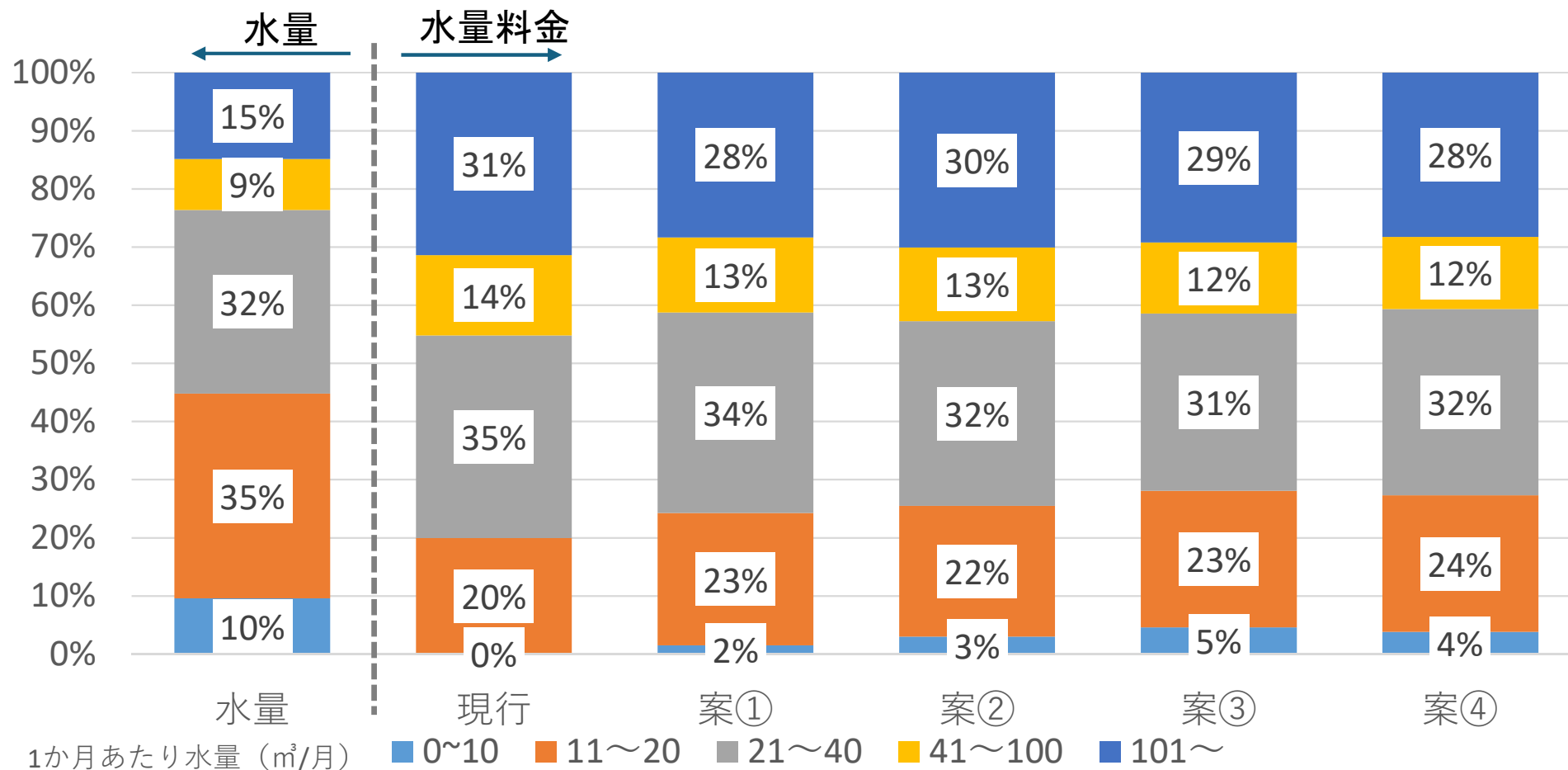
水量区画	改定前	改定後	増減額	南水	津島
1～10m ³	0	50	+50	80	80
11～20m ³	160	150	△10	150	120
21～40m ³	180	210	+30	210	200
41m ³ ～	210	250	+40	～80：225 81～：250	～50：200 ～80：240 81～：300

※津島市は、R8年度から適用される改定後の水量料金です。

- 1～10m³/月を50円とし、11～20m³/月の水量単価を△10円/m³とした案。
- ②と③の折衷案。
- 少量使用者への配慮の観点から、家庭用で想定される11～20m³/月は現行より減額した案。

4. 水量料金体系案

各案の水量料金比率



	水量	現行	①	②	③	④
0~40m ³ /月使用者の比率	77%	55%	59%	57%	59%	60%

→いずれの案も0~40m³/月使用者の水量料金比率が現行より高い水準へ改善

5. 改定による影響額

水量単価まとめ









水量区画	現行	①	②	③	④	南水	津島
1～10m ³	0	20	40	60	50	80	80
11～20m ³	160	200	160	130	150	150	120
21～40m ³	180	220	210	200	210	210	200
41m ³ ～	210	250	270	260	250	～80：225 81～：250	～50：200 ～80：240 81～：300

※ 津島市は令和8年度からの改定後体系に基づき算定した数値です。

5. 改定による影響額

改定による影響額（1か月あたり・税抜）

※ 津島市は令和8年度からの改定後体系に基づき算定した数値です。

口径	13mm	13mm	13mm	20mm	20mm	25mm	40mm	75mm
使用水量	8 ^m ³/月 	15 ^m ³/月 	25 ^m ³/月 	25 ^m ³/月 	40 ^m ³/月 	100 ^m ³/月 	200 ^m ³/月 	300 ^m ³/月 
現行料金	1,150	1,950	3,650	3,650	6,350	18,950	39,950	60,950
①	1,310	2,350	4,450	4,800	8,100	25,600	59,600	114,600
	+160	+400	+800	+1,150	+1,750	+6,650	+19,650	+53,650
②	1,470	2,350	4,200	4,450	7,700	26,400	62,400	119,400
	+320	+400	+550	+900	+1,350	+7,450	+22,450	+58,450
③	1,630	2,400	4,050	4,400	7,400	25,500	60,500	116,500
	+480	+450	+400	+750	+1,050	+6,550	+20,550	+55,550
④	1,550	2,400	4,200	4,550	7,700	25,200	59,200	114,200
	+400	+450	+550	+900	+1,350	+6,250	+19,250	53,250
海部南部	1,520	2,430	4,230	5,750	8,900	24,500	58,500	112,500
津島市	1,650	2,410	4,010	5,750	8,750	25,550	64,640	127,670